

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

国は、平成 22 年肝炎対策基本法を成立させ、その責任において、肝炎に関する専門的、学術的又は総合的な研究を推進するとともに、予防、診断、治療等に係る技術的な向上や肝炎患者の人権の尊重に努めているが、医療費助成については、その対象から外れている患者が相当数に上り、特に慢性肝炎よりさらに重篤な肝硬変・肝がん患者については医療費助成制度がないことや、障害認定については、対象とされているものの医学上の認定基準がきわめて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態があるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性が確保されていないことが指摘されている。

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法制定時の付帯決議では、「肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」とされており、下記事項について早急なる対応をされるよう要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 7 月 4 日

島根県議会

平成 26 年度地域別最低賃金改正等についての意見書

我が国経済は、アベノミクスの効果により景気が緩やかに回復していると言われていますが、地方においてはそれが十分浸透していないというのが実感です。そうした中、現在、雇用者に占める非正規労働者の比率は、過去最高の 38.2% に及んでおり、年収 200 万円以下の層は、全国で 1,100 万人に迫る極めて厳しい状況におかれています。

こうした中で、中央最低賃金審議会は、平成 19 年の最低賃金法の改正や安倍政権が打ち出した「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえ、全国の地域別最低賃金の引き上げを図る目安を示しているところです。アベノミクス効果を地方に実効あるものにするためにも、こうした最低賃金の見直しは、しっかり検討されるべきであります。

一方、地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金」並びに「通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定めることとなっておりますが、勤労者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう「生活保護に係る施策との整合性」に配慮することとされており、雇用労働者の生活を支える最大の柱であり賃金のセーフティネットである最低賃金制度は、最低賃金近辺で働く人々の生活に重大な影響を与えています。

こうした現状に鑑み、本議会は下記事項を強く要望します。

記

- 1 平成 26 年度の地域別最低賃金の改正に当たっては、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、当該県の経済実態、県民の生活環境などを踏まえた適正な改正を図るべく努めること。
- 2 国においては、地方労働局に対し、未組織労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮した当該地域別最低賃金の適正な審議の確保とその審議結果に基づいた当制度の周知徹底を図るよう指導すること。
- 3 適正な最低賃金やその引き上げに配慮する上から、中小企業等に対する各種支援や助成の拡充強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 4 日

島根県議会

労働者の安全安心な生活を担保する保護ルールの確立を求める意見書

我が国は、働く者の約9割が雇用関係の下にある「雇用社会」です。雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇により、安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却や日本経済の持続的かつ安定的な成長のためにも必要不可欠であります。

いま、政府内に設置された一部の会議体では「成長戦略」の一環として、「透明で客観的な労働紛争解決システム」の構築や「新たな労働時間制度」の導入、「多様な正社員」の普及・拡大、また「労働者派遣制度の見直し」などに関する議論がなされていますが、労働者の地位の保全と生活環境の保護にも留意し、政府の掲げる「経済の好循環」に統合的な検討を行うことが必要です。

こうした現状に鑑み、本議会は下記事項を強く要望します。

記

- 1 「透明で客観的な労働紛争解決システム」の構築や「新たな労働時間制度」の導入、「多様な正社員」の普及などについては、国民の安全安心な生活を担保する観点から慎重に検討すること。
- 2 不本意に派遣労働者として働く者が拡大するのを防ぎ、派遣労働者の雇用の安定や処遇改善につながる法改正を行うこと。
- 3 安易に外国人労働者の受け入れを拡大するのではなく、女性や高齢者の雇用が拡大できる制度を積極的に導入すること。
- 4 雇用・労働政策の検討にあたっては、関係者で十分な議論を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年7月4日

島根県議会